

ダム敷地利用条件

■使用範囲

各ダムが示す飛行禁止エリア以外の範囲
(水面や構造物から離隔を確保した範囲に限る。)

■使用日時

平日の日中(9:00~16:00)とし、実施日時についてはダム管理者と調整の上、決定すること。

ただし、大雨・洪水注意報発表時、同警報発令時や地震等の災害対応時およびイベント開催時は飛行を控えること。またダムで工事等を行う場合は利用を制限することがある。

■飛行時の条件

- ・河川法及び他法令を遵守すること。
- ・誓約書の内容を遵守すること。
- ・利用形態・実施内容によっては利用が不可能な場合がある。実施の前に管理者に確認すること。
- ・ダム施設等に損害を与えた場合は、その損失の全ての賠償責任を利用者が負う。
- ・燃料、搭載物などで貯水池の水質汚染を引き起こす可能性のあるものは飛行させないこと。
- ・貯水池に何かを落とした場合は、速やかにダム管理者に連絡し、指示を仰ぐこと。また回収等にかかる費用は利用者が負う。
- ・水質汚染又はその恐れが生じたときは、利用者自らで調査及び対応を行うこと。また調査やその対策にかかる費用は利用者が負う。
- ・すぐに移動・撤去できない物を設置して場所を占有する行為など、他者の利用を妨げないこと。

■手続き

「運用計画書」「誓約書」の提出

※ただし目視外飛行・高度 150m 以上等の「特定飛行」に該当する場合は別途、国土交通省への飛行許可・承認手続きが必要

※2 週間前を目途に資料の提出をお願いします。